

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



56歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

「遺産分割のトラブル」を防ぐポイント

相続のトラブル防止には遺言が有効

こんにちは、高橋学です。相続財産の分割を巡って、親族間でトラブルが起こるケースが増えています。遺産の分割を巡って全国の家庭裁判所に持ち込まれた審判・調停の件数は2023年に1万8,066件。1995年と比べて2倍近く増加していることが分かります(図表1)。生涯をかけて築いた財産が原因となって、遺族が仲たがいになるのは不幸なこと。トラブルを防ぐ準備が必要です。

相続のトラブルを避ける方法としてまず考えたいのが、遺言を作成すること。遺言がない場合の相続は、法定相続人全員で分け方を話し合い(遺産分割協議)、全員が合意する必要がありますが、協議が難航するケースは多いもの。遺言で分割方法を指定しておけば、トラブルの火種を取り除けると共に、法定相続と異なる配分とすることも可能です。

トラブルを防ぐ遺言作成、4つのステップ

図表2に遺言を作成する大まかな流れをまとめました。まず行いたいのが、自分が保有する資産の確認、「資産の棚卸し作業」です。ポイントは“時価”を調べること。経営者の方であれば「個人用の資産」に加え、自社株や個人名義

のまま事業用として使っている土地・建物といった「事業用の資産」がないかなども確認しましょう。

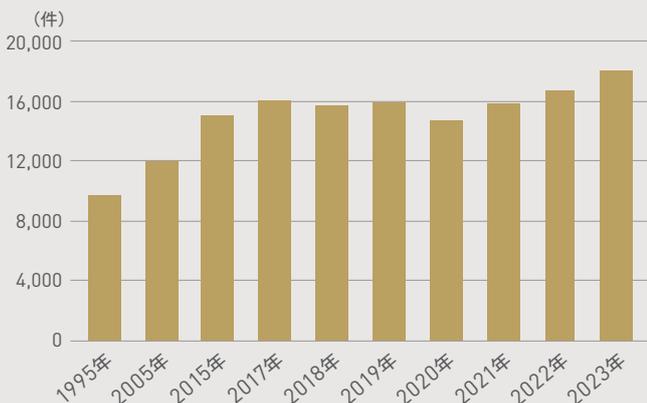
資産の棚卸しの次は、「法定相続人と遺留分」の確認です。遺留分は一定の相続人に対して設けられている最低限の相続割合(権利)。遺留分は強い権利であり、仮に遺言があったとしても、遺留分を侵害された相続人はこの権利を請求することができます(遺留分侵害額請求権)。

法定相続人と遺留分の確認が終わったら、次は「誰に何を残すのか?」、個々の割り付けを行うステップ。難しいのが、不動産や自社株など「分割しづらい資産」が多いケースです。分割しづらい資産の引き継ぎ方として、代償分割(特定の相続人が遺産を取得し、他の相続人に代償金を払う)などの方法もありますが、代償金の支払いが本当に可能かなど、慎重な検討が必要な場合があります。

最後に、私がぜひ実行してほしいと考えているのが、ご自身の意思を相続人全員に伝えること。「特定の人に多く相続させたい」などの場合、その理由を遺言に付言事項として記載することをお勧めしています。とはいえ、こうした準備は一朝一夕にできるものではありません。お正月に家族が集まる際などに、相続について皆で話し合うことから始めてみてはいかがでしょうか。

M

図表1 遺産分割事件の新受件数(審判+調停)の推移



(出所)令和5年「司法統計年報」

図表2 「遺産分割のトラブル」を防ぐ遺言作成のポイント

- 1 自分にどんな資産があるのか、資産の全体像を把握しましょう。
- 2 遺産の分け方の基本ルールである法定相続人と遺留分を調べましょう。
- 3 個々の財産の具体的な割り付けを考えましょう。
- 4 なぜそのような分け方になったのか、相続人に伝えることも大切。